

## 令和4年度 事業者によるダイオキシン類の調査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条に基づき、廃棄物焼却炉などの特定施設を設置する事業者が排出ガス等に含まれるダイオキシン類による汚染の状況について毎年1回以上測定した結果については、市長に報告し、市長がその結果を公表することとなっています。

令和4年度中に市に報告のあった事業者によるダイオキシン類の測定結果は、次のとおりです。

### 【概要】

- 令和5年3月末現在で、排出ガスの設置者による測定を義務付けられている事業所数は8事業所であり、うち7事業所から測定結果の報告があった。  
未測定の事業所には、測定するよう指導した。  
なお、排出水の設置者による測定が義務付けられている事業所は市内にはない。
- 測定結果は、廃棄物焼却炉からの排出ガスで平均0.15ng-TEQ/m<sup>3</sup>、最大1.3ng-TEQ/m<sup>3</sup>であった。測定を実施したすべての事業所での排出ガスについて、基準を達成していた。

### 【測定結果】

#### 1. 排出ガス

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>)

| 種類     | 測定対象事業者数 | 測定事業者数 | 測定値 |      |         | 排出基準         |
|--------|----------|--------|-----|------|---------|--------------|
|        |          |        | 報告数 | 平均値  | 濃度範囲    |              |
| 廃棄物焼却炉 | 8        | 7      | 14  | 0.15 | 0 ~ 1.3 | 【参考】<br>のとおり |

#### 2. ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>)

| 種類   | 測定対象事業者数 | 測定事業者数 | 測定値 |       |           | 排出基準         |
|------|----------|--------|-----|-------|-----------|--------------|
|      |          |        | 報告数 | 平均値   | 濃度範囲      |              |
| ばいじん | 8        | 5      | 8   | 0.49※ | 0 ~ 1.9 ※ | 【参考】<br>のとおり |
| 焼却灰等 | 8        | 7      | 8   | 0.034 | 0 ~ 0.17  |              |

※薬剤処理等により基準適用外になる測定結果については、平均値と濃度範囲には含めない。

### 用語解説

- ・ダイオキシン類  
ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の総称
- ・ng (ナノグラム)  
g (グラム) の100万分の1の重量を表す単位
- ・TEQ (毒性等量)  
ダイオキシン類の実測濃度にTEF (ダイオキシン類の異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (2,3,7,8-TCDD) の毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性) を乗じて合計したもの

【参考】

1. 排出ガスの排出基準

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>)

| 特定施設の種類の種類               | 施設規模<br>(焼却能力) | 新設する施設<br>の排出基準 | 既に設置している施設<br>の排出基準<br>(～H14. 12. 1) |
|--------------------------|----------------|-----------------|--------------------------------------|
| 廃棄物焼却炉<br>(焼却能力50kg/時以上) | 4t/時以上         | 0.1             | 1                                    |
|                          | 2～4t/時         | 1               | 5                                    |
|                          | 2t/時未満         | 5               | 10                                   |

2. ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分基準

(単位：ng-TEQ/g)

| 区分                | 施設の処分基準 |
|-------------------|---------|
| ばいじん<br>焼却灰その他燃え殻 | 3       |

※既設焼却炉において、セメント固化、薬剤処理、酸抽出処理により処分する場合には、基準は適用されない